

第6号議案 労働保険事務組合事務処理規約一部改正の件

労働保険事務組合事務処理規約の一部を次の通り改正する。

1. 改正理由

取り扱う個人情報の数に関わらず、マイナンバーを含む個人情報を取り扱うすべての事業者が個人情報保護法の適用対象と改正されたため（改正個人情報保護法に基づく改正）

2. 改正条項

条項	改正前	改正後
第2章 第2条第1項	第2章 （労働保険関係等事務の受託） 第2条 （略） 委託組合員が事業主として処理すべき労働保険事務等（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）における個人番号等の取扱いを含む。）の一切とする。	第2章 （労働保険関係等事務の受託） 第2条 （略） 委託組合員が事業主として処理すべき労働保険事務等の一切とする。
第7章 第25条	第7章 番号法 （安全管理措置） 第25条 本事務組合が、委託を受けて処理する労働保険事務等は、番号法及び個人情報保護法等関係法令並びに「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（特定個人情報保護委員会作成）等の規程による基本方針、特定個人情報に関する取扱い規程等を整備し、特定個人情報等の取扱い（取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等）について必要かつ適切な安全管理措置を講じるものとする。	第7章 <u>個人情報の保護</u> <u>（個人情報保護の徹底）</u> 第25条 <u>委託組合員及びその使用労働者に係る本事務組合が保有する個人情報の漏えい・滅失又はき損等を防止するため、個人情報の保護を徹底しなければならない。個人情報の保護の徹底を図るために必要な事項は、公益社団法人武蔵府中青色申告会の総会等の議決機関の承認を経て別に定める。</u>

3. 施行期日

令和元年6月12日